

吉野熊野国立公園西大台利用調整地区における利用調整の期間  
及び利用者の人数の範囲等を定める告示についての意見の募集  
(パブリックコメント)の結果について

1. 概要

吉野熊野国立公園西大台利用調整地区(奈良県吉野郡上北山村の一部)が平成 18 年 12 月 26 日に指定されたことに伴い、自然公園法第 15 条第 3 項の規定に基づき環境大臣が定める利用調整の期間、自然公園法施行規則第 13 条の 4 第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める利用者の人数の範囲、同規則第 13 条の 4 第 2 号の規定に基づき立入認定により利用調整地区に滞在できる期間及び同規則第 13 条の 4 第 4 号に基づき環境大臣が定める注意事項を定めることに関して意見募集を行った。

2. 意見募集の結果

提出されたご意見の数 9 件

提出されたご意見の概要及び意見に対する考え方・対応は別添のとおりです。

添付資料

別添 提出された意見の概要及び意見に対する考え方・対応

## 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方・対応

	御意見の概要	御意見に対する対応・考え方
1	今回のパブコメの対象は「利用適正化計画案の全体」ではなく、4項目にすぎない。「受付方法」「立入認定証交付手続き」「義務化された事前レクチャーの体制と内容」「利用指導・パトロール」などもパブコメ募集の対象となって然るべきである。	本パブリックコメントは、自然公園法に基づき環境大臣が定める事項についてパブリックコメントを行うもので、地方環境事務所長が作成する利用適正化計画全体については、関係行政機関、学識経験者、関係機関及び地元関係者等で構成される西大台地区利用適正化計画検討協議会のご意見をいただきながら作成しているものであり今回は対象としていません。
2	「一日当りの総利用者数の上限」の文章は難解である。条件設定について市民が正確に理解できる表現にすべきである。また、モニタリングによる下方修正の可能性を現時点で記述することはできないか。	国民への周知に当たっては、よりわかりやすい表現を心がけるよう努力して参ります。平成20年以降の「一日当たりの総利用者数の上限」については、モニタリング結果を踏まえ、西大台地区利用適正化計画検討協議会等で協議し、適切に対応してまいります。
3	「滞在期間」について、突然のアクシデントによるフォーストビバーク(不時露営)はこの限りでないという文言は必要ないのか。また、携帯ガスコンロの使用を認める文言は必要ないのか。	一般に、正当な理由のある緊急避難に該当する場合は、法律に基づく罰則の対象とはなりません。
4	「注意事項」は自然公園法第4章の罰則の対象になるのか。「事前レクチャー」は罰則規定の対象となる「義務」か、罰則規定の対象にならない「努力目標」なのか明らかではない。「事前レクチャー」を重視し義務化を明記すべきである。	「事前レクチャー」は、注意事項において「事前レクチャーを受講すること。」としているため努力目標ではありません。なお、自然公園法施行規則第13条の4の第4号に規定している「注意事項」は、立入りの認定基準の一部であり、立入りの認定申請を行う場合、申請者は禁止事項(同条第3号)、注意事項及び利用調整地区ごとに定められる基準(同条第5号)を遵守して立ち入ることを約する書面を提出しなければならず、これに反した場合、自然公園法第70条第2号の規定により罰則(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)の適用を受けることとなります。
5	環境省は禁止事項と注意事項、努力目標と義務を分かりやすく説明する責任があり、利用者の自己責任を自覚させるためにも罰則規定の明記が必要である。	立入りの認定申請を行う場合、申請者は自然公園法施行規則第13条の4第3号(禁止事項)、第4号(注意事項)及び第5号(利用調整地区ごとに定める基準)で定める立入りの認定基準を遵守することを約する書面を提出しなければならず、その書面を通じて内容を理解し、また遵守することにつながるものと考えています。 また、禁止事項及び注意事項等については、ホームページや立入り前のレクチャー等を通じ、わかりやすく、周知徹底していくこととします。

6	<p>(総利用者数の上限について)  総利用者数の上限については、試行検証しながら修正していく必要がある。混雑感と総利用者数の関連をモニタリングし、専門家による科学的な検証を踏まえ、次年度以降上限値とその根拠を合理的に示すことが必要である。  モニタリング結果の評価には、自然公園の社会的側面を扱う専門家が参画すべきである。</p>	<p>平成20年以降の「1日あたりの総利用者数の上限」については、モニタリングの結果を踏まえ西大台地区利用適正化計画検討協議会等で協議し、適切に対応してまいります。  また、モニタリング結果については、自然公園等の専門家を含む学識経験者、関係行政機関、関係機関、地域関係者等で構成される大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会において評価していくこととしております。</p>
7	<p>(モニタリング指標としての満足感について)  満足感はモニタリング指標として扱いに注意が必要であり、利用調整地区の指標としては混雑感がより適切である。</p>	<p>利用適正化計画への御意見であると思います。今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>(モニタリング指標としての利用者の質について)  利用者の入込データだけでなく、利用者の嗜好(利用者の質であり属性ではない)の基本データも利用調整においてモニタリングの対象とすべきである。</p>	<p>利用適正化計画への御意見であると思います。今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>(利用調整地区の対象地区について)  すでに公園計画に定められたものの、現状で良好な自然が残されているということで利用調整地区の対象が設定されており、公園全体および周辺地域における自然資源の質や、利用体験の原始性、生物多様性保全などの観点から対象地を将来的に見直す余地も設定すべきである。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>